

2018年度 電磁的総会議案書

大阪医科大学 教員・医師組合

1. 電磁的方法による議論の期間

2019年5月20日（月）～ 2019年5月31日（金）

2. 質疑応答および承認の方法

組合代表メールアドレスで議案に対する質問・異議を受け付け、執行委員会で検討して回答する。電磁的方法による公開討議を基本とし、匿名を認める。議論期間終了時に過半数以上の異議がない場合、全ての議案が承認されたものとする。

3. 議案 第1号議案：2018年度事業報告及び収支報告に関する件

第2号議案：2019年度執行委員に関する件

第3号議案：2019年度事業計画案及び予算案に関する件

第1号議案：2018年度事業報告および収支報告

(2018年4月1日～2019年3月31日)

1. 総会について

2017年度通常総会を5月18日（金）～31日（木）に電磁的方法により開催した。

第1号議案：2017年度事業報告及び収支報告に関する件

第2号議案：2018年度執行委員に関する件

第3号議案：組合規則改定に関する件

第4号議案：2018年度事業計画案及び予算案に関する件

議論期間終了時に過半数以上の異議がなく、全議案の承認を可決した。

2. 執行委員会について

電磁的方法により随時実施した。

議題：

- ・「働き方改革委員会」及び「女性医師支援センター」の立ち上げについて
- ・臨床系教員を対象とした勤務時間実態調査について
- ・契約期間2018年10月1日～2019年3月31日の労使協定締結について
- ・団体交渉における要求書作成について
- ・有給休暇取得義務化に伴う就業規則改正について
- ・2019年5月の10連休期間における病院開院について

3. 労使協議会について

働き方改革、労使協定締結内容、有給休暇取得義務化に伴う就業規則改正、2019年5月の10連休期間における開院などについて月に1回の頻度で法人事務方と協議した。

4. 団体交渉について

2018年10月に要望書（添付資料1）を提出し、2018年11月22日の団体交渉の場で回答書（添付資料2）を受け取った。

5. 衛生委員会および職員部門代表者会議について

衛生委員会委員および第1部門職員代表として、執行委員より吉田と村尾が出席した。開催は月1回（メール稟議を含む）であった。

6. 執行委員改選選挙について
2019年3月12日～2019年3月20日に電磁的方法によって実施した（添付資料3）。
8. 組合通信について
全組合員に向け、組合通信 2018 No. 1～No. 40 をメール配信した。
9. 36 協定締結について
契約期間を半年とし、契約期間内に働き方改革について協議することを条件として締結した（添付資料4）。
10. 収支報告について
2018年4月1日から2019年3月31日の収支を報告する（添付資料5）。数年に亘り組合名義の銀行口座の金額と収支決算の数字に差が生じていたので、小払い金の収入として計上し、修正した。

第2号議案：2019年度執行委員

2019年3月に執行委員改選を電磁的方法で実施し、執行委員会により添付資料6に示す通り役員を決定した。

第3号議案：2019年度事業計画案及び予算案

（2019年4月1日～2020年3月31日）

1. 執行委員会について
電磁的方法によって随時開催する。
2. 関西私大教連について
継続して参加する。
3. 労使協議会について
月1回開催する。

4. 衛生委員会および職員部門代表者会議について
衛生委員会委員および第1部門職員代表として、執行委員より吉田と藤原が出席する。
5. 労使協定契約締結について
基礎系教員を対象とした専門業務従事型裁量労働制契約を締結する。また、働き方改革の進行具合、「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書(添付資料7)を検討し、次年度の契約内容を労使協議会にて協議する。
6. 団体交渉について
9月末に要望書を提出する。
11月中に交渉し、要望に対する回答を得る。
7. 組合通信について
随時配信し、組合員からの意見を受け付ける。
8. 次期執行委員選挙について
2020年3月に電磁的方法による実施を予定する。
9. 総会について
2020年5月に電磁的方法による開催を予定する。
10. 2019年度予算案について
2019年度予算案を添付資料8に示す通りに提案する。決算報告の修正(添付資料5)に伴い、該当箇所を修正した。

以上

添付書類 1

平成 30 年 10 月 17 日

学校法人 大阪医科薬科大学
理事長 植木 實 様

大阪医科大学 教員・医師組合
執行委員長 吉田秀司

申入書

平成 30 年度の要求書を提出いたします。平成 30 年 11 月 10 日までに文書でのご回答をお願いいたします。

団体交渉の日程については、後日別途申し入れさせていただきます。

以上

平成 30 年 10 月 17 日

学校法人 大阪医科薬科大学
理事長 植木 實 様

大阪医科大学 教員・医師組合
執行委員長 吉田秀司

要求書

大阪医科大学 教員・医師組合は、下記の賃金・労働環境および大学運営に関する下記の要求をいたします。

昨年度に要求いたしました「働き方改革」および「女性医師の待遇改善」について着手して下さり有難うございます。

今回も同様に、誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

記

I. 要求項目

<賃金・労働環境関連>

1. ベースアップについて
2. 冬季賞与について
3. 住宅手当の増額について
4. 「働き方改革」に関する進捗状況の公開について
5. キャリアアップ補助制度(仮称)について

<大学運営関連>

1. 評議員機能の強化について

II. 要求内容

<賃金・労働環境関連>

1. ベースアップについて

2014 年に消費税が 8%に増税されたことにより、実質賃金の低下が続いています。これに伴いデフレが発生し、この脱却には消費拡大のカギを握る賃上げが不可欠との判断から、経済財政諮問会議などの場で、政府は経済界に積極的な賃上げを求めています。

これらの状況を鑑み、

ベースアップ 3,000 円 + 定期昇給

を求めます。

また、昨年の要求に対して「本学は総合大学を除く私立医科大学の給与水準では上位にある」と回答されました。この根拠となるデータの提示をお願いします。

2. 冬季賞与について

「事業報告書 2017」に示された通り、本学の財政基盤は安定しています。また、先の全体集会でも本学の好調な経営状態が報告されました。大規模な病院建替え事業により財政に大きな負担が生じることも理解していますが、上記実績に寄与している組合員の努力を評価し、冬季賞与として、

（基本給＋家族手当）×2.7 カ月＋27,000 円

を求めます。

3. 住宅手当の増額について

平成 25 年度の団体交渉の結果、持ち家の住宅手当が月額 4,800 円から 6,000 円になりました。しかしながら、大阪府下の他の私立大学が月額 20,000 円以上であるのに比べれば未だ著しく低額です(下記資料参照)。労使協議会では「社会的には住宅手当の廃止が進んでいる」ことを以て議論が進んでいませんが、住宅手当を廃止している事例は少数であり、廃止に際して年俸制の導入などにより補填措置が取られています。したがって、現状の本学において住宅手当改善の議論を滞らせる理由にはなり得ないと考えます。

そこで今年度は急激な増額による財務負担を避け、持ち家の住宅手当として、

月額 8,000 円（月額 2,000 円の増額）

を求めます。

＜参考資料＞

関西私大教連 私立大学 労働条件等資料集 2017 より

住宅手当（世帯主）について

本学の住宅手当：6,000 円/月

他大学の住宅手当

近畿大学：22,500 円/月

関西大学：22,500 円/月

関西医科大学：15,500 円/月

大阪薬科大学：27,000 円/月

4. 「働き方改革」に関する情報の公開について

昨年の要求項目の 1 つであった「働き方改革委員会」が設置され、協議が続いていると聞いています。しかし、各種手当の見直しも含め、どのような問題に対してどのような対策が検討され、実際に実施されているのか、進捗状況が分かりません。「働き方改革」については教職員の関心も高いので、議論および実施状況に関する定期的な情報の公開を求めます。

また、一部の教員は 36 協定に対する違反状態となっています。改善に向けて対策をお願い致します。

5. キャリアアップ補助制度(仮称)について

「事業報告書 2017」にも示されている SSD(Staff Self Development)計画の一環として、教員・医師の若手がスキルアップのために受講する研修会などの費用補助制度の設置を求めます。昨年は「職員については「資格取得報奨金規程」があり、教員・医師についても検討する」との回答でしたが、議論の進捗状況をご説明下さい。

<大学運営関連>

1. 評議員機能の強化について

今年度は大学不祥事が相次ぎました。特に問題の発生防止と発生後の対応などに対し、組織としての危機管理能力が問われています。本学の評議員が寄付行為規定に則っていることは承知しておりますが、より高い危機管理能力を得るために、評議員会に関する寄付行為の刷新をお願いいたします。

大学設置・学校法人審議会が公開している「評議員機能の強化について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/002/houkoku/03080703/004.htm)では、「公共性の確保を適正なバランスの下で実現」し、「多様な意見を採り入れる」ことが求められており、「評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織すること」とされています。以上を根拠とし、私立学校法第44条第1項に基づき選任される評議委員(当該学校法人の職員のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者)として、教職員による選挙あるいは推薦により選出される評議員の追加を求めます。

以上

添付書類 2

平成 30 年 11 月 22 日

大阪医科大学 教員・医師組合

執行委員長 吉田 秀司 殿

学校法人 大阪医科大学

理事長 植木 實

『要求書』の回答について

平成 30 年 10 月 17 日付貴組合からの「要求書」について別紙のとおり回報
致します。

『要求書』に対する回答書

平成 30 年 11 月 22 日

学校法人 大阪医科薬科大学

『要求書』に対する回答書

要 求 項 目	回 答 内 容
＜賃金・労働環境関連＞ 1. ベースアップについて ベースアップ 3,000 円＋定期昇給	1. 本学は、現在、人件費と委託費を含めた人件費比率が支出総額の 50%程度になっています。今後の病院建替計画を踏まえるとベースアップを行う余力はない状況です。 (平成 30 年度定期昇給実績) ・全教職員平均 2.19 % 6,800 円 ・教員平均 1.69 % 6,736 円 ・教員(教授除く) 1.68 % 6,243 円
2. 冬期賞与について (基本給＋家族手当)×2.7 ヶ月 +27,000 円	2. 平成30年度の上半期に発生した大阪北部地震や大型台風の影響により、本法人全体の災害被害額が約 2 億 8 千万円に達しています。事業収支比率も前年より低下していますが、日頃の教職員の貢献を考慮して、昨年と同様の支給率とします。 ◇賞与支給日 平成 30 年 12 月 10 日(月) ◇支給月数及び加給額 2.5 ヶ月 + 26,300 円 ◇平成 30 年度冬期賞与平均支給額(試算) ・全教職員平均 834,065 円 (前年度比 + 225 円 + 0.03%) ・教 員 平 均 1,175,831 円 (前年度比 + 5,378 円 + 0.46%)
3. 住宅手当の増額について 月額 8,000 円(月額 2,000 円の増額)	3. 民間では持家に対して、住宅手当を支給しない企業が増えていますが、他学との比較が必ずしも社会状況を反映しているものではないと考えており、支給額については今後の収支状況を見ながら検討したいと考えています。なお、諸手当については、現在新人事制度を構築中であり、その一環として検討を進めていきます。
4. 「働き方改革」に関する情報の公開について	4. 医師教員の「時間外労働時間の改善」については、専門業務型裁量労働制の適用を踏まえ、前向きに検討したいと考えています。「働き方改革」の検討部会の協議及び実施状況については、今後、労使協議会で定期的に情報を開示します。
5. キャリアアップ補助制度(仮称)について	5. 職員については「資格取得報奨金規程」を設け、SSDの促進を図っています。教員・医師についても、スキルアップするために受講する研修費用等の補助を検討したいと考えています。

＜大学運営関連＞

1. 評議員機能の強化について

1. 評議員会は、私立学校法の規定並びに文部科学省の指導により制定された寄附行為により評議員が選任され、法人運営の諮問機関として関与しています。

本学は理事会に諮ることであっても医大高校協議会で協議し、法人運営会議では薬大、高槻中高の役員も入り、理事会前に協議した後、上程しています。本学のガバナンスは最適に機能しています。

以 上

1. 事業活動収支計算書…日数消化率50.1%

	年間予算	実績(A)	予算執行率(%)	前年同月(B)	前年比(A-B)	備考
①						
学生生徒等納付金	8,975	6,649	—	6,612	+37	
寄付金	587	293	49.9	322	▲29	
経常費等補助金	2,390	231	—	232	▲0	
付随事業収入	438	172	39.2	159	+13	
(内受託及び共研費)	(358)	(129)	(36.2)	(107)	(+22)	
医療収入	34,483	17,094	49.6	16,827	+267	+1.6%増加
その他(手数料含む)	1,053	236	22.5	268	▲31	
教育活動収入計	47,927	24,678	—	24,422	+257	
人件費	22,886	10,857	47.4	10,603	+254	+2.4%増加
教育研究経費	17,850	8,995	50.4	8,210	+785	(注1)
管理経費	2,506	908	36.2	930	▲21	
その他	10	0	0.0	0	+0	
(内医療材料費)	(10,452)	(5,472)	(52.4)	(5,102)	(+370)	+7.3%増加
(内委託費)	(4,559)	(2,107)	(46.2)	(1,905)	(+203)	+10.6%増加
② 教育活動支出計	43,254	20,761	48.0	19,743	+1,018	
③ 教育活動収支差額(①-②)	4,673	3,916	—	4,677	▲761	
④ 教育活動外収支差額	▲6	6	—	16	▲10	
⑤ 経常収支差額(③+④)	4,667	3,922	—	4,693	▲772	
⑥ 減価償却額	3,405	1,701	50.0	1,497	+204	
⑦ 減価償却後経常収支差額(⑤-⑥)	1,261	2,221	—	3,196	▲975	
⑧ 特別収支差額	32	▲41	—	▲207	+166	
予備費	340	0	—	0	+0	
⑨ 基本金組入前当年度収支差額(⑦+⑧)	954	2,179	—	2,989	▲810	
基本金組入額	▲6,725	▲3,361	—	▲1,014	▲2,348	
当年度収支差額	▲5,770	▲1,182	—	1,976	▲3,158	

(注1)教育研究費…委託費+240、医療材料費+370、修繕費+138

■ 附属病院の増収が寄与し、教育活動収入は前年より257百万円の増加。

教育活動支出は前年より1,018百万円の増加。主な要因は人件費、医療材料費、委託費が増加し、加えて地震・台風による修繕費66百万円が生じたことによる。

その結果、経常収支差額は前年より772百万円の減益となった。

2. その他指標

借入残高	—	8,890	—	7,936	+954	
リース・割賦債務	—	2,872	—	2,885	▲13	
有利子負債	—	11,762	—	10,821	+941	
現預金	—	13,532	—	16,872	▲3,339	(注2)
有価証券	—	563	—	2,177	▲1,614	
特定資産	—	21,805	—	20,048	+1,757	
金融資産	—	35,902	—	39,098	▲3,196	
施設設備投資支出	6,411	1,759	27.4	587	+1,172	

(注2)現預金…2018年10月1日の特振業者支払1,438百万円控除後の、残高は12,094百万円
2017年10月2日の特振業者支払1,277百万円控除後の、残高は15,595百万円

日本私立医科大学協会

平成29年度教職員給与調査(抜粋)

私立加盟単科医科大学14大学

教授(50歳)

単位:円

加盟単科医科大学	基本給	月額給与	年間賞与	年間給与
A	609,680	792,180	3,378,424	12,884,584
本学	612,480	695,080	3,459,880	11,800,840
B	609,350	687,150	2,781,173	11,026,973
C	647,100	673,100	2,827,100	10,904,300
D	527,286	634,694	3,036,335	10,652,663
E	580,000	669,500	2,561,390	10,595,390
F	556,880	630,880	2,986,116	10,556,676
G	565,100	620,100	3,029,987	10,471,187
H	535,700	588,700	3,200,075	10,264,475
I	533,160	597,660	2,813,702	9,985,622
J	551,600	583,100	2,496,580	9,493,780
K	478,200	584,300	2,277,200	9,288,800
L	472,000	498,000	2,511,214	8,487,214
M	480,500	547,000	1,840,900	8,404,900

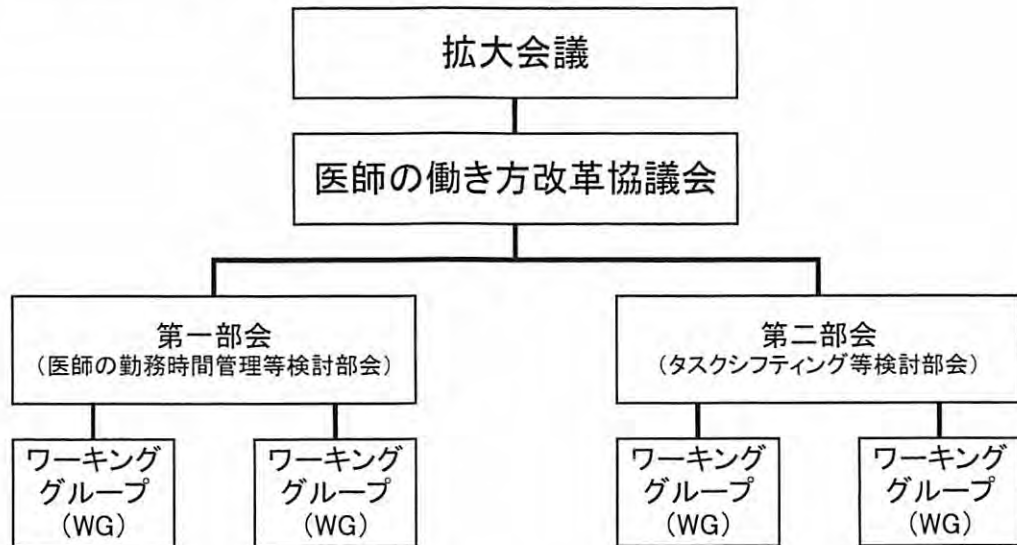
准教授(40歳)

単位:円

加盟単科医科大学	基本給	月額給与	年間賞与	年間給与
A	511,776	634,276	2,699,437	10,310,749
本学	468,780	524,880	2,519,723	8,818,283
B	476,700	549,500	2,182,395	8,776,395
F	445,470	489,470	2,465,079	8,338,719
K	421,400	517,700	1,998,800	8,211,200
E	451,200	517,700	1,997,930	8,210,330
I	426,480	483,980	2,298,206	8,105,966
G	440,400	485,400	2,279,364	8,104,164
J	457,408	488,908	2,091,554	7,958,450
C	465,100	491,100	2,062,700	7,955,900
D	430,805	456,805	2,103,643	7,585,303
H	389,000	435,000	2,363,340	7,583,340
L	410,000	436,000	2,098,629	7,330,629
M	376,700	443,200	1,456,800	6,775,200

組織構成図について

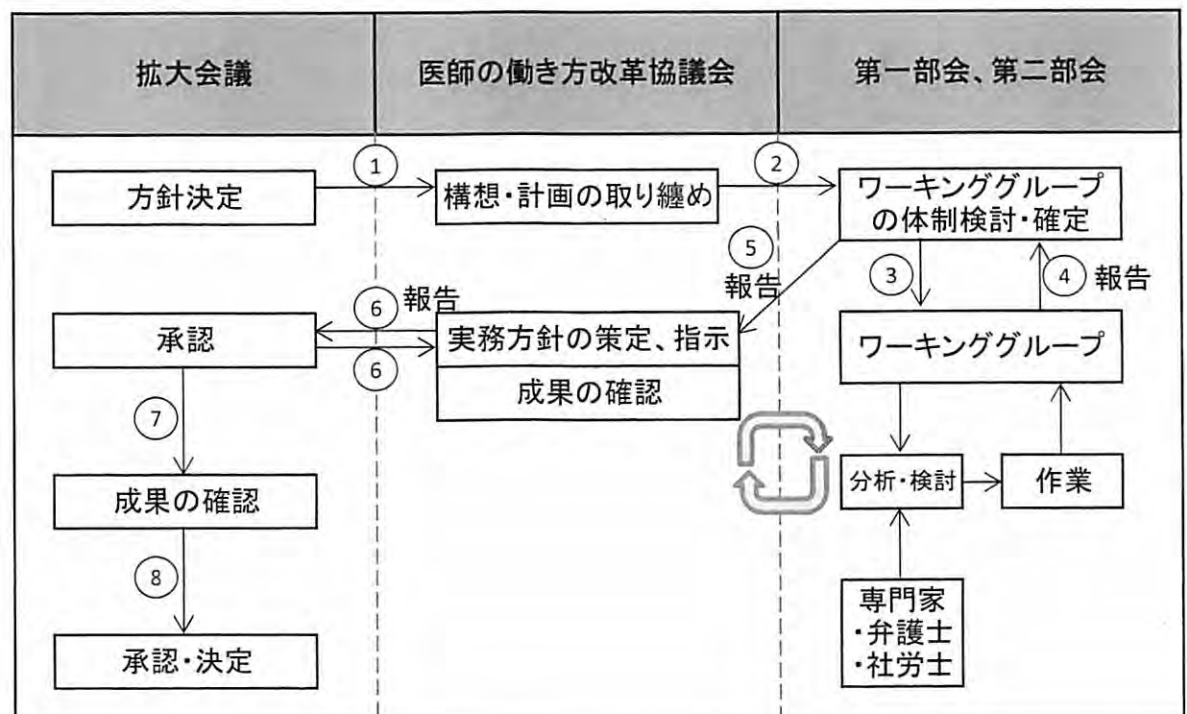
I、医師の働き方改革拡大会議 構成図



II、今後の方向性

項目
・勤怠管理方法・兼業制の在り方について第一部会で検討
・タスクシフティング・医療機関の状況に応じた労働時間に向けた取り組みについて第二部会で検討

III、推進フローチャート



医師の働き方改革拡大会議 委員一覧

職 名	氏 名
理 事 長	植木 實
副 理 事 長	濱岡 純治
常 務 理 事	佐野 浩一
学 長	大槻 勝紀
理 事	岩井 一
附 属 病 院 長	内山 和久
理 事	假野 隆司
理 事	門田 雅人
監 事	新井 一雄
三島南病院長	後藤 研三
健康科学クリニック所長	後山 尚久
附属病院副院長	南 敏明
附属病院副院長	勝間田 敬弘
附属病院副院長	根尾 昌志
附属病院副院長	高須 朗
三島南病院副院長	木村 文治
看 護 部 長	西山 裕子
看護部長代理	中山 サツキ
病院事務部長	木村 正士
財務担当部長	中西 利一
総 務 部 長	小河 宏
オブザーバー 法人監査室長	和佐 栄

医師の働き方改革
宿日直および自己研鑽について
(厚生労働省・医師の働き方改革に関する検討会の議論経過)

1. 宿日直

宿日直の類型

- ・ ほとんど寝ているだけのもの
- ・ ごく一部対応するもの
- ・ 一晩中断続的に対応しているもの

2. 自己研鑽

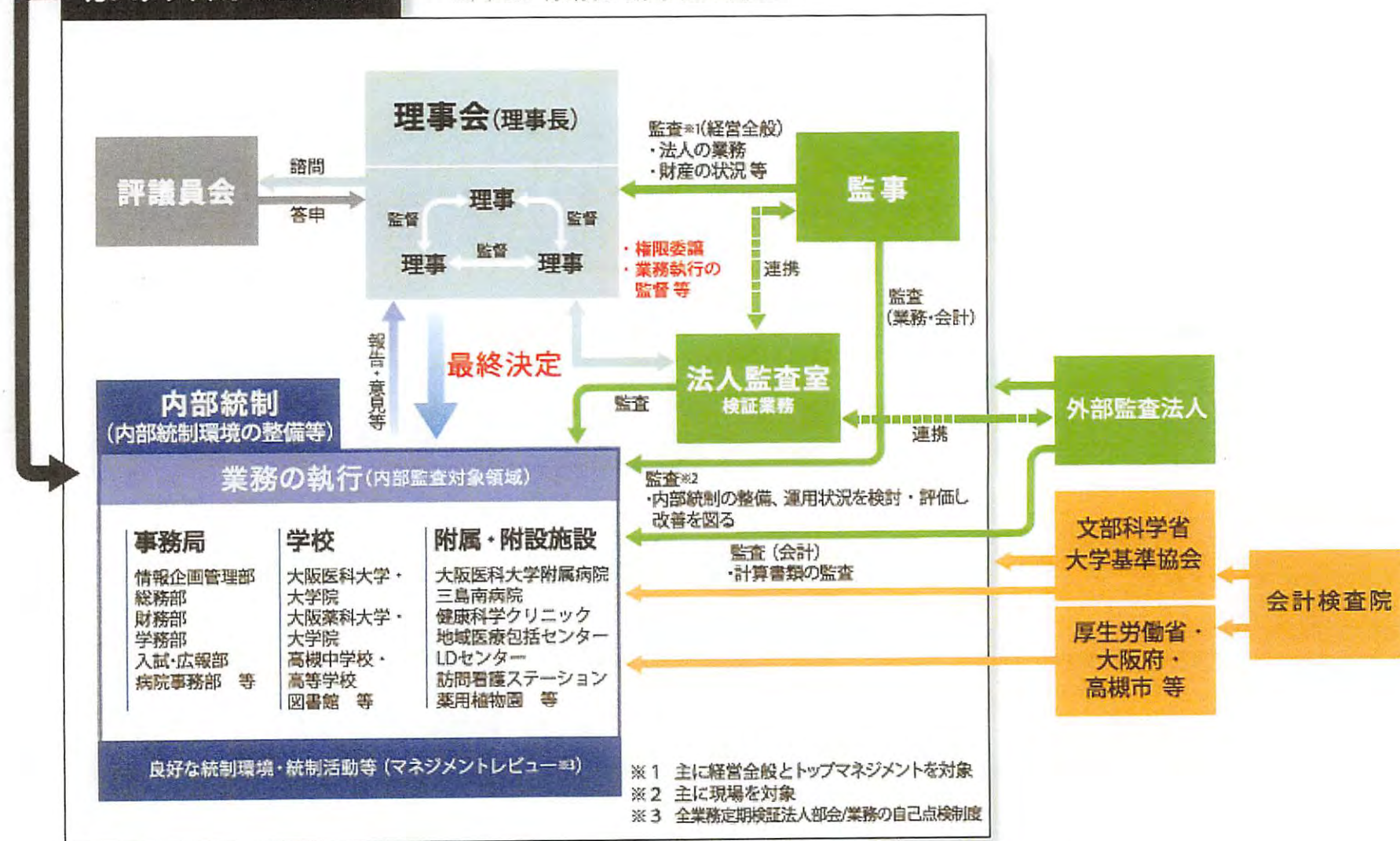
自己研鑽と考えられているもの

- ・ 診療ガイドラインについての勉強
- ・ 新しい治療法や新薬についての勉強
- ・ 自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り
- ・ 自主参加の学会や外部の勉強会への参加、発表準備等
- ・ 自主的な院内勉強会への参加、発表準備等
- ・ 自主的な論文執筆、投稿
- ・ 大学院の受験勉強
- ・ 専門医の取得・更新（勤務先の雇用条件となっていない場合）
- ・ 参加が必須ではない上司・先輩が術者である手術や処置等の見学
※見学の延長上で手伝いを行うケースがある
- ・ 診療経験や見学の機会を確保するための当直シフト外での待機
- ・ 臨床研究

※ 「病院勤務医の勤務実態調査」（平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費「病院勤務医の勤務実態に関する研究」）における他計式調査において、「自己研修」として記録された行為を参考に、医療現場で医師の「自己研鑽」と考えられていると想定されるものを列挙

ガバナンス(学校法人統治)

～公平性・有効性・効率性の向上～



三様監査人監査

省庁・自治体検査等

マネジメントレビュー

平成 31 年 3 月 12 日

大阪医科大学教員・医師組合員のみなさま

大阪医科大学教員・医師組合
役員選挙管理委員会
委員長 吉田秀司

平素は組合運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日ご連絡のとおり、当組合は平成 31 年 3 月 31 日の会期末に伴い、役員選挙を行います（組合規約第 11 条）。

「電磁的方法による組合運営に関する細則」に基づき、
電子メールでの不信任候補者の届出をもって選挙を行います。不信任の届出がない場合、信任されたものとみなしますので、期日までに届出をお願いいたします。なお、結果は事務で取りまとめ匿名性を担保いたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

— 記 —

受付締切日 平成 31 年 3 月 20 日（水）

届出先 otu@osaka-med.ac.jp

役員選挙管理委員会

（教員・医師組合事務局内）

新役員候補者一覧（☆現役員）

役員候補

神吉 佐智子 先生（胸部外科学） ☆

後藤 功 先生（内科学Ⅰ）

藤原 憲太 先生（整形外科） ☆

会計監事

坂田 宗平 先生（生理学教室）

教員・医師組合のご加入も随時受け付けております。

otu@osaka-med.ac.jp まで。



添付書類 4

様式第9号(第17条関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働

事業の種類	事業の名称		事業の所在地（電話番号）						
医学教育・診療	学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学		大阪府高槻市大学町2番7号(072-683-1221)						
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)		所定労働時間	延長することができる時間			期間
						1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
							1ヵ月(毎月1日)	1年(4月1日)	
①下記②に該当しない労働者	教員・医師の教育・研究・診療に係る業務	各教室、病院中央診療部門、診療科	教員 医師	320名 134名	1日(平日)7時間20分 (土曜)4時間10分 (大阪医科大学 就業規則第8条に従う。)	5時間	時間外労働の延長できる時間 は月間45時間を遵守します。	360時間	平成30年10月1日 、 平成31年3月31日
	人事・庶務及び会計等の業務	法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部	事務員 技術員 看護職 労務職 非常勤	91名 0名 11名 0名 20名					
	入試及び教務関係業務	学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 技術員 看護職 労務職 非常勤	55名 13名 2名 2名 26名					
	施設の保全・保守の業務	施設課(電気・ボイラー)	技能員	20名					
	医療、診療、給食の業務	診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 技術員 看護職 労務職 非常勤	169名 349名 983名 7名 160名					
	臨床研修に関する診療業務	(総合医療研修センター、歯科口腔外科)	研修医	113名					
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)		所定の休日	労働させることができる休日 並びに始業及び就業の時刻			期間
教員・医師の教育・研究・診療に係る業務		臨床系各教室、病院中央診療部門、診療科	教員 医師	320名 134名	日曜、国民の祝日 本学創立記念日(6/1) 年末年始(12/29～1/3) 月の第2、第4の土曜日及び第1、第3、第5のいずれかの土曜日又は他の曜日の半日	1ヶ月に2回 8:30～16:50 (大阪医科大学 就業規則第8条に従う。)			平成30年10月1日 、 平成31年3月31日
人事・庶務及び会計等の業務		法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部	事務員 技術員 看護職 労務職 非常勤	91名 0名 11名 0名 20名					
入試及び教務関係業務		学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 技術員 看護職 労務職 非常勤	55名 13名 2名 2名 26名					
施設の保全・保守の業務		施設課(電気・ボイラー)	技能員	20名					
医療、診療、給食の業務		診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 技術員 看護職 労務職 非常勤	169名 349名 983名 7名 160名					
臨床研修に関する診療業務		(総合医療研修センター、歯科口腔外科)	研修医	113名					

協定の成立年月日 平成30年10月1日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

平成30年10月1日

茨木労働基準監督署長 殿

職 名 物理学教室 准教授

氏 名 吉田 秀司

部門代表者の選出は、過半数の賛成する選出方法をもって第1区分～第5区分から各々2名を選出する。代表するものは、部門代表者の互選により選出する。

学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学

使用者

理事長 植木 寛



協 定 書

学校法人 大阪医科薬科大学理事長と職員代表は、所定勤務時間を超える勤務及び休日の勤務に関し、次のとおり協定する。

1. 時間外労働及び休日労働を必要とする業務及び職員数は、次のとおりとする。

- (1) 教員・医師の教育・研究・診療に係る業務
(臨床系各教室、病院中央診療部門、診療科)
- | | |
|-----|------|
| 教 員 | 320名 |
| 医 師 | 134名 |
- (2) 企画、人事、総務、財務等の業務
(法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部)
- | | |
|-----|-----|
| 事務員 | 91名 |
| 技術員 | 0名 |
| 看護職 | 11名 |
| 労務職 | 0名 |
| 非常勤 | 20名 |
- (3) 入試及び学務関係業務
(学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター)
- | | |
|-----|-----|
| 事務員 | 55名 |
| 技術員 | 13名 |
| 看護職 | 2名 |
| 労務職 | 2名 |
| 非常勤 | 26名 |
- (4) 施設の保全・保守の業務
(施設課 電気・ボイラー)
- | | |
|-----|-----|
| 技術員 | 20名 |
|-----|-----|
- (5) 医療、診療、給食の業務
(診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、医療総合研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、LDセンター、広域医療連携センター)
- | | |
|-----|------|
| 事務員 | 169名 |
| 技術員 | 349名 |
| 看護職 | 983名 |
| 労務職 | 7名 |
| 非常勤 | 160名 |
- (6) 臨床研修に関する診療業務
(医療総合研修センター、歯科口腔外科)
- | | |
|-----|------|
| 研修医 | 113名 |
|-----|------|

2. この協定により延長することができる勤務時間数は、次のとおりとする。

【所定勤務時間】 1日(平日) 7時間20分 (土曜) 4時間10分
(大阪医科大学就業規則第8条に従う。)

- (1) 1ヶ月につき 45 時間以内(起算日毎月 1 日)
(2) 1 年につき 360 時間以内(起算日 4 月 1 日)

但し、1ヶ月 45 時間を超えると見込まれる決算業務、各種申請業務、入試業務、保険請求業務、患者との相談業務や緊急の時間外診療業務等が発生した時は、労使の協議を経て1ヶ月に 80 時間まで、1 年間を通じて 720 時間(6ヶ月で 360 時間)まで延長することができる。なお、1ヶ月に 80 時間まで延長できる回数は年 6 回(6ヶ月で 3 回)までとする。なお、延長時間が 1 か月 45 時間を超えた場合又は 1 年 360 時間を超えた場合の割増賃金率は 25%とする。

3. この協定により勤務させることができる休日の日数は、1ヶ月につき 2 日以内とする。

【所定休日】

- (1) 日曜、国民の祝日
(2) 本学創立記念日(6月1日)
(3) 年末年始(12月29日から1月3日)
(4) 月の第2、第4の土曜日及び第1、第3、第5のいずれかの土曜日または他の曜日の半日

※栄養部栄養課、病院看護部(病棟勤務者)については、大阪医科大学就業規則第16条第2項に別途定める。

【始業および終業の時刻】

大阪医科大学就業規則第8条に定める別表に従う。

4. 所定勤務時間を超える勤務及び休日の勤務を命じられた場合は、以下のとおり、「大阪医科大学給与規則」第8条、第9条、第10条に規定するところにより割増賃金を支給する。

時間外手当については、1日の所定勤務時間及び1週の法定労働時間(40時間)を超える分については 1.25 とし、1 か月に 60 時間を超える時間外労働を行う場合にあっては、60 時間を超えた分について 1.5 とする。

深夜業手当については、0.25 を加算する。(ただし、看護師の深夜業手当については、別に定める。)法定休日の休日出勤手当については、1.25 を 1.35 とする。

5. この協定の有効期間は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

平成 30 年 10 月 1 日

学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学
理事長 植木 實

学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学
職員代表 吉田 秀司



平成30年度医学部教員・医師組合 決算報告書

(平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日)

【経常経費】

収入の部		支出の部	
項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
組合費	1,486,400	人件費	600,000
入会金	2,000	事務局費	30,614
預金利息	43	関西私大教連 組合費	1,197,440
小松金	4,735		
収入合計 (A)	1,493,178 1,488,443	支出合計 (D)	1,828,054
前年度繰越金 (B)	9,730,630		
収入の部合計 (C = A + B)	11,223,808 11,219,073	支出の部合計 (D)	1,828,054

【当年度収支差額】

(A) - (D)

~~=339,611 円~~ - 334,876 円

【当年度繰越収支差額】

(C) - (D)

~~-9,391,019 円~~ 9,395,754 円

【次年度繰越金】

上記当年度繰越収支差額 (~~-9,391,019 円~~) を次年度に繰り越します。

(9,395,754 円)

上記の通り報告いたします。

平成 31 年 4 月 10 日

大阪医科大学医学部教員・医師組合

会計

齊藤 昌久 印

監 査 報 告 書

大阪医科大学教員・医師組合同規約第13条第7項の規定により、大阪医科大学教員・医師組合の収支決算について平成2019年 5 月 13 日に監査を行いました。その結果は、適正かつ正確に処理されていたことを認めます。

平成2019年 5 月 13 日

大阪医科大学教員・医師組合

会計監事

川 野 淳 印

会計監事

大黒 恵理子 印

2018 年度医学部教員・医師組合 決算報告書

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
(収入の部)				
組合費収入	1,615,300	1,488,400	-126,900	
組合費収入	1,612,800	1,486,400	-126,400	
加入金収入	2,500	2,000	-500	
交付金収入		0	0	
賦課金収入		0	0	
寄付金収入		0	0	
受取利息配当金		0	0	
雑収入	70	4,778	4,708	
資産売却収入		0	0	
積立預金取崩収入		0	0	
特別会計繰入金収入		0	0	
借入金収入		0	0	
収入合計(A)	1,615,370	1,493,178	-122,192	
前年度繰越金(B)	9,730,630	9,730,630	0	
収入の部合計 (C = A + B)	11,346,000	11,223,808	-122,192	
(支出の部)				
人件費	600,000	600,000	0	
給料諸手当	600,000	600,000	0	
厚生費		0	0	
事務局費	32,000	30,614	1,386	
旅費交通費		0	0	
通信費	2,000	1,316	684	
消耗品費	1,000	0	1,000	
印刷費	8,000	8,562	-562	
図書費	0	0	0	
賃借料	21,000	20,736	264	
雑費		0	0	
会議費		0	0	
大会費		0	0	
委員会費		0	0	
賃金補償費		0	0	
諸会議費		0	0	
事業費		0	0	
組織部費		0	0	
文化部費		0	0	
青婦人部費		0	0	
支部交付金		0	0	
情宣費		0	0	
機関紙費		0	0	
情宣雑費		0	0	
会費	1,200,000	1,197,440	2,560	
上部団体会費	1,200,000	1,197,440	2,560	
諸会費		0	0	
支払利息		0	0	
資産購入支出		0	0	
借入金返済支出		0	0	
特定預金支出		0	0	
引当預金支出		0	0	
積立預金支出		0	0	
特別会計繰入金支出		0	0	
予備費		0	0	
支出の部合計(D)	1,832,000	1,828,054	3,946	
当年度収支差額 (A) - (D)	-216,630	-334,876	-118,246	
次年度繰越額 (C) - (D)	9,514,000	9,395,754	-118,246	

添付書類 6

2019 年度 大阪医科大学 教員・医師組合役員

役員名	役職	氏名 (敬称略)	所属	備考(任期)
執行委員	組合長	吉田 秀司	物理学	2018 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
執行委員	副組合長	藤原 憲太	整形外科	2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日
執行委員	書記長	神吉 佐智子	胸部外科学	2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日
執行委員	副書記長	寺田 哲也	耳鼻咽喉科学	2018 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
執行委員	会計主任	濱岡 仁美	解剖学	2018 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
執行委員	会計副主任	松村 英樹	小児科学	2018 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
執行委員		後藤 功	内科学 I	2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日
会計監事		川野 涼	精神神経科学	2018 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
会計監事		坂田 宗平	生理学	2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

大阪医科大学 教員・医師組合 事務局
otu@osaka-med.ac.jp

医師の働き方改革に関する検討会 報告書の概要

- 医師の働き方改革に関する検討会（座長：岩村正彦東京大学大学院法学政治学研究科教授）において、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等についてとりまとめを行った（平成31年3月28日）。

1. 医師の働き方改革に当たっての基本的な考え方

医師の働き方改革を進める基本認識

- 我が国の医療は、医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており危機的な状況。昼夜を問わず患者への対応を求められる仕事で、他職種と比較しても抜きん出た長時間労働の実態。
- 健康への影響や過労死の懸念、仕事と生活の調和への関心の高まり、女性医師割合の上昇等も踏まえ、改革を進める必要。
- 医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・組織のマネジメントの課題のみならず、医師の需給や偏在、医師の養成のあり方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在、国民の医療のかかり方等の様々な課題が存在。これらに関連する各施策と医師の働き方改革が総合的に進められるべきであり、規制内容を遵守できる条件整備の観点からも推進する必要。

医師の診療業務の特殊性

（応召義務について）

- 医療機関としては労働基準法等の関係法令を遵守した上で医師等が適切に業務遂行できる体制・環境整備を行う必要。応召義務を理由に、違法な診療指示等に従うなど、際限のない長時間労働を求められていると解することは正当ではない。

（医師の診療業務の特殊性）

- 公共性（国民の生命を守るものであり、国民の求める日常的なアクセス、質等の確保が必要）
- 不確実性（疾病発生が予見不可能である等）
- 高度の専門性（業務独占、養成に約10年要する）
- 技術革新と水準向上（新しい診断・治療法の追求と活用・普及の両方が必要）

2. 働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿

- 労働時間管理の適正化が必要。その際、宿日直許可基準における夜間に従事する業務の例示等の現代化、医師の研鑽の労働時間の取扱いについての考え方等を示す必要。
- 医師の労働時間短縮のために、医療機関のマネジメント改革（意識改革、チーム医療の推進（特定行為研修制度のパッケージ化等）、ICT等による効率化）、地域医療提供体制における機能分化・連携や医師偏在対策の推進、上手な医療のかかり方の周知を全体として徹底して取り組んでいく必要。また、働き方と保育環境等の面から、医師が働きやすい勤務環境の整備が重要。
- 個々の医療機関に対するノウハウ提供も含めた実効的な支援策、第三者の立場からの助言等が重要。
- 上手な医療のかかり方を広めるための懇談会でとりまとめた方策を国が速やかに具体的施策として実行。

3 . 医師の働き方に関する制度上の論点

時間外労働の上限規制の構成 具体的な内容はP 4・5

診療従事勤務医の時間外労働の上限水準として、脳・心臓疾患の労災認定基準を考慮した (A) 水準を設定。このほかに、2つの水準を設定。

- 地域医療提供体制の確保の観点 (2024年時点ではまだ約1万人の需給ギャップが存在し、さらに医師偏在解消の目標は2036年、医療計画に基づき改革に取り組む必要性、医療ニーズへの影響に配慮した段階的改革の必要性) から、やむを得ず (A) 水準を超えざるを得ない場合を想定し、地域医療確保暫定特例水準 ((B) 水準) を設定。

「臨時的な必要がある場合」の1年あたり延長することができる時間数の上限 (1,860時間) については、過重労働を懸念する声があがっており、本検討会においても、医師の健康確保や労働時間短縮を求める立場から賛同できないとの意見があった。

- 地域医療の観点から必須とされる機能を果たすためにやむなく長時間労働となる医療機関として、その機能については具体的に以下のとおり。

「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、

三次救急医療機関

二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ

「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」

在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関

(例) 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関

以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約1,500程度と見込まれる。

特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

- 臨床研修医・専門研修中の医師の研鑽意欲に応えて一定期間集中的に知識・手技を身につけられるようにすること、高度な技能を有する医師を育成する必要がある分野において新しい診断・治療法の活用・普及等が図られるようにすること、が必要であり、集中的技能向上水準 ((C) - 1水準 (に対応)、(C) - 2水準 (に対応)) を設定。

B・C水準の適用の対象、手順等

(B)水準

医療機関機能、労働時間短縮の取組等の国が定める客観的要件を踏まえ都道府県が対象医療機関を特定 特定された機能にかかる業務につき (A) 水準超での 3 6 協定が可能に。新たに設ける「評価機能」が医療機関ごとの長時間労働の実態や取組状況の分析・評価を実施。結果を医療機関・都道府県に通知・住民に公表し、当該医療機関と地域医療提供体制の双方から労働時間短縮に向けて取り組む。

(C) - 1
水準
(研修医)

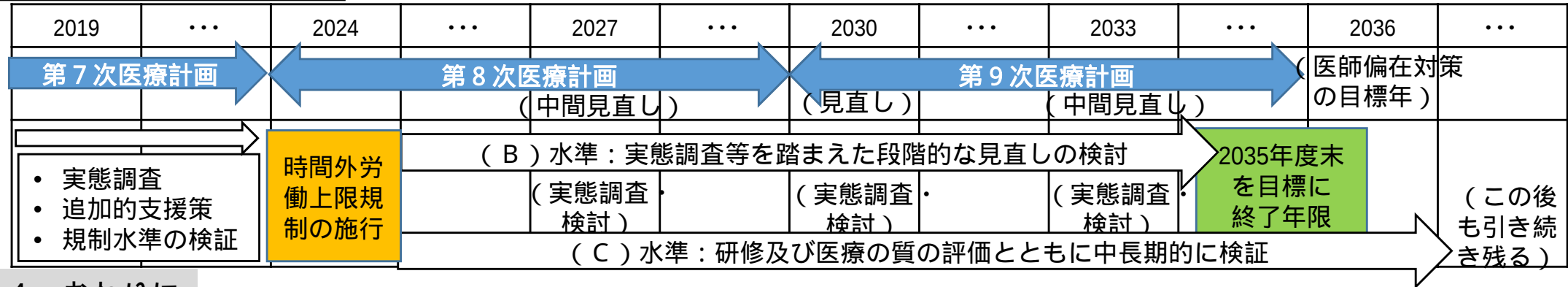
臨床研修・専門研修プログラムにおいて想定最大時間外労働 (実績) を明示。これが (A) 水準を超える医療機関を都道府県が特定 (超えない場合は (A) 水準の適用) 「臨床研修・専門研修に係る業務」につき (A) 水準超での 3 6 協定が可能に。医師は明示時間数を踏まえ自らプログラムを選択・応募。

(C) - 2
水準
(高度特定技能)

高度技能育成を要する分野を審査組織 (高度な医学的見地からの審査を行う) が特定。必要な設備・体制を整備している医療機関を都道府県が特定 「高度特定技能育成に係る業務」につき (A) 水準超での 3 6 協定が可能に。医師が自由な意欲により計画を作成し、審査組織の個別承認を経たのちに実際の適用となる。

現在、一般労働者の副業・兼業に係る労働時間管理の取扱いについては「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」において検討されている。このため、兼業 (複数勤務) を行う医師に対する労働時間管理等の在り方については、改めて検討。

B・C水準の将来のあり方



4. おわりに

- とりまとめ内容の制度化・実施の際には、追加的健康確保措置が実効性をもって運用され、医師の健康を確実に担保するとともに、(B)水準の解消等に向けて労働時間短縮を着実に推進することが最重要。
- 個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めた上で、労使で十分に話し合い、時間外労働について36協定を締結することが重要。さらに、地域医療確保のためにも、医療機関に対する実効的な支援等について確実に実行に移していけるよう、厚生労働省を始めとした行政の速やかな具体的対応を強く求める。
- 医師と国民が受ける医療の双方を社会全体で守っていくと強く決意する。

医師の時間外労働規制について

一般則

（例外）
・年720時間
・複数月平均80時間
（休日労働含む）
・月100時間未満
（休日労働含む）
年間6か月まで

（原則）
1か月45時間
1年360時間

この（原則）については医師も同様。

2024年4月～

年1,860時間 / 月100時間（例外あり）
いずれも休日労働含む

年1,860時間 / 月100時間（例外あり）
いずれも休日労働含む
将来に向けて縮減方向

年960時間 / 月100時間（例外あり）
いずれも休日労働含む

A：診療従事勤務
医に2024年度以降
適用される水準

B：地域医療確保暫定
特例水準（医療機関を特定）

C-1 C-2
集中的技能向上水準
（医療機関を特定）

C-1：初期・後期研修医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
本人がプログラムを選択
C-2：医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、特定の医療機関で診療に従事する際に適用
本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
（暫定特例水準の解消
（＝2035年度末）後）

将来に向けて
縮減方向

年960時間 / 月100時間（例外あり）
いずれも休日労働含む

A

C-1

C-2

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置（いわゆるドクターストップ）

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（努力義務）

実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（義務）

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（義務）

初期研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底（代償休息不要）

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（努力義務）

実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（義務）

あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的取組を講ずる。

医師の時間外労働規制について

(A) 水準 (B) 水準 (C) 水準

の 上 限	縮 結 で き る 時 間 数 36 協 定 で	通常の時間外労働（休日労働を含まない）	月45時間以下・年360時間以下	
		「臨時的な必要がある場合」 （休日労働を含む）	月100時間未満（ただし下表の面接指導等を行った場合には例外あり）	
			年960時間以下	年1,860時間以下
	36協定によっても超えられない時間外労働の上限時間（休日労働を含む）	月100時間未満（例外につき同上）		
		年960時間以下	年1,860時間以下	
適正な労務管理（労働時間管理等）			一般労働者と同様の義務（労働基準法、労働安全衛生法）	
医師労働時間短縮計画の作成によるP D C Aの実施			現行どおり （勤務環境改善の努力義務）	義務
追 加 的 健 康 確 保 措 置	連続勤務時間制限28時間 1（宿日直許可なしの場合）		努力義務 （ が年720時間等を超え る場合のみ）	義務
	勤務間インターバル9時間 2			
	面接指導（睡眠・疲労の状況の確認を含む）・必要に応じ就業上の措置（就業制限、配慮、禁止）		時間外労働が月100時間以上となる場合は義務 （月100時間以上となる前に実施 3）	

さらに、時間外労働月155時間超の場合には労働時間短縮の措置を講ずる。

- 追加的健康確保措置については医事法制・医療政策における義務付け、実施状況確認等を行う方向で検討（36協定にも記載）。面接指導については労働安全衛生法上の義務付けがある面接指導としても位置づける方向で検討。

1 (C) - 1水準が適用される初期研修医の連続勤務時間制限については、28時間ではなく1日ごとに確実に疲労回復させるため15時間（その後の勤務間インターバル9時間）又は24時間（同24時間）とする。

2 長時間の手術や急患の対応等のやむを得ない事情によって例外的に実施できなかった場合には、代償休息によることも可能（(C) - 1水準が適用される初期研修医を除く）。

3 時間外労働実績が月80時間超となった段階で睡眠及び疲労の状況についての確認を行い、(A)水準適用対象者の場合は疲労の蓄積が確認された者について、(B)・(C)水準適用対象者の場合は全ての者について、時間外労働が月100時間以上となる前に面接指導を実施。

2019 年度医学部教員・医師組合収支予算書(案)

科 目	前年度決算額 (円)	当年度予算額 (円)	比較増減(円)	備考
(収入の部)				
組合費収入	1,488,400	1,470,800	-17,600	
組合費収入	1,486,400	1,468,800	-17,600	組合員153人、延1.836人×800円/月
加入金収入	2,000	2,000	0	入会者4人×500円
雑収入	4,778,443	43	-4,735,000	預金利息等
収入合計(A)	1,488,443	1,470,843	-17,600	
前年度繰越金(B)	9,730,530	9,391,019	-339,511	前年度繰越金
収入の部合計 (C = A + B)	11,219,073	10,861,862	-357,211	
(支出の部)				
人件費	600,000	600,000	0	
給料諸手当	600,000	600,000	0	アルバイト5万円×12ヶ月
事務局費	30,614	54,000	23,386	
旅費交通費	0	0	0	
通信費	1,316	2,000	684	
消耗品費	0	1,000	1,000	
印刷費	8,562	9,000	438	コピー代等
賃借料	20,736	21,000	264	貸金庫レンタル料
雑費	0	21,000	21,000	
会議費	0	0	0	
大会費	0	0	0	
委員会費	0	0	0	
賃金補償費	0	0	0	
諸会議費	0	0	0	
情宣費	0	0	0	
機関紙費	0	0	0	
情宣雑費	0	0	0	
会費	1,197,440	1,200,000	2,560	
上部団体会費	1,197,440	1,200,000	2,560	関西私大教連組合費、春闘闘争基金等
諸会費	0	0	0	
支払利息	0	0	0	
資産購入支出	0	0	0	
借入金返済支出	0	0	0	
特定預金支出	0	0	0	
引当預金支出	0	0	0	
積立預金支出	0	0	0	
特別会計繰入金支出	0	8,000,000	8,000,000	特別会計(基金積立)
予備費	0	0	0	
支出の部計(D)	1,828,054	9,854,000	8,025,946	
次年度繰越金(E)	9,391,019	1,007,862	-8,383,157	
支出の部合計 (D + E)	11,219,073	10,861,862	-357,211	

上記のとおり、収支金額を ¥10,861,862 円と定め、提案します。

¥10,866,597 円
平成31年 4月10日

組合長 吉田 秀司

会計主任 齊藤 昌久



2019 年度医学部教員・医師組合収支予算書(案)

科 目	前年度決算額 (円)	当年度予算額 (円)	比較増減(円)	備考
(収入の部)				
組合費収入	1,488,400	1,470,800	-17,600	
組合費収入	1,486,400	1,468,800	-17,600	組合員153人、延1.836人×800円/月
加入金収入	2,000	2,000	0	入会者4人×500円
雑収入	4,778	43	-4,735	預金利息等
収入合計(A)	1,493,178	1,470,843	-22,335	
前年度繰越金(B)	9,730,630	9,395,754	-334,876	前年度繰越金
収入の部合計 (C = A + B)	11,223,808	10,866,597	-357,211	
(支出の部)				
人件費	600,000	600,000	0	
給料諸手当	600,000	600,000	0	アルバイト5万円×12ヶ月
事務局費	30,614	54,000	23,386	
旅費交通費	0	0	0	
通信費	1,316	2,000	684	
消耗品費	0	1,000	1,000	
印刷費	8,562	9,000	438	コピー代等
賃借料	20,736	21,000	264	貸金庫レンタル料
雑費	0	21,000	21,000	
会議費	0	0	0	
大会費	0	0	0	
委員会費	0	0	0	
賃金補償費	0	0	0	
諸会議費	0	0	0	
情宣費	0	0	0	
機関紙費	0	0	0	
情宣雑費	0	0	0	
会費	1,197,440	1,200,000	2,560	
上部団体会費	1,197,440	1,200,000	2,560	関西私大教連組合費、春闘闘争基金等
諸会費	0	0	0	
支払利息	0	0	0	
資産購入支出	0	0	0	
借入金返済支出	0	0	0	
特定預金支出	0	0	0	
引当預金支出	0	0	0	
積立預金支出	0	0	0	
特別会計繰入金支出	0	8,000,000	8,000,000	特別会計(基金積立)
予備費	0	0	0	
支出の部計(D)	1,828,054	9,854,000	8,025,946	
次年度繰越金(E)	9,395,754	1,012,597	-8,383,157	
支出の部合計 (D + E)	11,223,808	10,866,597	-357,211	

上記のとおり、収支金額を ￥10,866,597 円と定め、提案します。